



平成 27 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 ソーバル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 推津 順一  
(コード番号：2186)  
問合せ先 経 理 部 執 行 役 員 岩 崎 恭 治  
(TEL：03-6409-6131)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 10 日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 27 日開催予定の第 33 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 定款変更の理由

経営体制の一層の強化と充実を図るため、第 22 条（代表取締役及び役付取締役）及び 23 条（取締役会の招集権者及び議長）について、所要の変更をおこなうものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催日	平成 27 年 5 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 5 月 27 日（予定）

以 上

(別紙)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22条 代表取締役は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22条 (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、<u>取締役副会長1名</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p>